

燕市看護職員修学資金貸与条例の制定について

燕市看護職員修学資金貸与条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市看護職員修学資金貸与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県央医療圏において保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)の業務(以下「業務」という。)に従事する職員の人材確保及び定着の促進を目的として、修学生に対し予算の範囲内で修学資金を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県央医療圏 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第14号の規定に基づき、新潟県地域保健医療計画において設定した県央区域(燕市、三条市、加茂市、田上町及び弥彦村)をいう。
- (2) 修学生 次条各号に掲げる学校等(以下「学校等」という。)の学生のうち、この条例の規定に基づき修学資金の貸与を受けるものをいう。

(資格)

第3条 この条例に基づく修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けることができる者は、市内に住所を有し、次に掲げる学校等に在学している者のうち、将来県央医療圏において看護職員の業務に従事しようとするもので、学業成績が優秀で経済的理由により修学が困難なものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は知事が指定した保健師養成所
- (2) 法第20条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は知事が指定した助産師養成所
- (3) 法第21条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は知事が指定した看護師養成所
- (4) 法第22条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は知事が指定した准看護師養成所

(修学生の決定)

第4条 市長は、申請を受けた者のうちから適当と認めるものを、毎年度予算の範囲内で修学生として決定する。

(修学資金の額)

第5条 修学資金の額は、月額5万円を上限とする。

(貸与の期間)

第6条 修学資金を貸与する期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 当該修学生に対し修学資金の支給を開始する月として決定した月からその者の在学する学校の正規の修業期間が終了するまでの期間

(2) 当該修学生に対し修学資金の支給を開始する月として決定した月から継続した5年間

(修学資金の利息)

第7条 修学金には、利息を付けない。

(修学資金の返還)

第8条 貸与を受けた修学資金は、規則で定める期間内にこれを返還しなければならない。

(修学資金の返還猶予)

第9条 市長は、修学生であった者が災害又は傷病その他真にやむを得ない事由によって一時的に修学資金の返還が困難となったときは、願い出により相当の期間その返還を猶予することができる。

2 前項で定めるもののほか、市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 貸与期間終了後、更に第3条に掲げる学校等において修学している場合

(2) 看護職員の免許を取得後、直ちに県央基幹病院又は燕市内の病院若しくは介護医療院において当該免許を活かした業務に従事している場合

(修学資金の返還免除)

第10条 市長は、修学生又は修学生であった者が死亡し、又は心身障がいのため労働能力を失い、修学資金の返還未済額の全部又は一部について返還不能又は困難となったときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

2 市長は、修学生であった者(学校等を卒業した者に限る。)が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、修学資金の返還未済額の返還を免除することができる。

(1) 学校等を卒業した日から1年6か月以内に看護職員の免許を取得した場合

(2) 看護職員の免許を取得後、直ちに県央基幹病院又は燕市内の病院若しくは介護医療院において当該免許を活かした業務に5年間継続して従事した場合

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。